

不利益処分に関する処分基準 個票

都市建設部 公園緑地課

不利益処分の内容	公園における違反行為をした者に対する過料処分
根拠法令等及び条項	栃木市公園条例第30条
根拠条項	栃木市公園条例第30条
参考事項	
設定等年月日	平成22年 3月29日設定 令和 2年 9月28日最終変更
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>1 次の各号のいずれかに該当するものに対しては、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 第3条第1項又は第3項の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者</p> <p>(2) 第5条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者</p> <p>(3) 第12条の規定による市長の命令に違反した者</p> <p>2 第3条第1項の規定</p> <p>公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。</p> <p>(2) 業として写真又は映画を撮影すること。</p> <p>(3) 興行を行うこと。</p> <p>(4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため公園の全部又は一部を独占して利用すること。</p> <p>(5) 花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること。</p> <p>3 第3条第3項の規定</p> <p>第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出して、その許可を受けなければならない。</p> <p>4 第5条の規定</p> <p>公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 公園を損傷し、又は汚損すること。</p> <p>(2) 竹木等を伐採し、又は植物を採取すること。</p> <p>(3) 土地の形質を変更すること。</p> <p>(4) 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。</p> <p>(5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。</p> <p>(6) 立入禁止区域に立ち入ること。</p> <p>(7) 指定された場所以外の場所へ車両等を乗り入れ、駐車し又は停車すること。</p> <p>(8) 公園をその用途以外に利用すること。</p> <p>5 第12条の規定</p> <p>市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、この条例によってした許可</p>

を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、現状回復若しくは公園からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
- (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正な手段により許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、この条例によって許可を受けた者に対し前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 公園の保全又は公衆の公園の利用に著しい支障が生じた場合
- (3) 公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合